

久福木の森保育園 重要事項説明書

1、事業の目的

久福木の森保育園（以下、「当保育園」といいます。）は以下の運営方針に基づき、乳児及び幼児への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

2、施設運営主体

名 称	社会福祉法人久福木福祉会
所 在 地	福岡県大牟田市大字久福木46番地5
電話番号	0944-52-5169
代表者氏名	理事長 井田 謙

3、保育所の概要

名 称	久福木の森保育園		
所 在 地	福岡県大牟田市大字久福木46番地5		
連 絡 先	電話番号	0944-52-5169	
	F A X	0944-85-1112	
施設長氏名	園長 井田 真由		
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童		
利用定員	満1歳未満の子ども	15名	
	満1歳以上の子ども	25名	
	3歳以上児	40名	計80名
職 員 数	22名（平成4年4月1日現在）		
開設年月日	昭和	平成	51年 4月 1日
嘱 託 医	松岡内科医院	坂口歯科	

4、運営の方針

- ・入所する乳幼児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場所を提供するように努めます。
- ・家庭との緊密な連携の下に、お子さんの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護と教育を一体的に行う保育に努めます。
- ・家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者の方に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

5、提供する保育の内容

当保育園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- （1）環境を通して養護と教育を一体的に行う保育の実践に努めていきます。

保育士等は子ども一人一人を尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。

- (2) 全ての子どもが、日々の生活や遊びを通し共に育ち合い、障害のある子どもも安心して生活できるように、職員の共通理解のもと、心の通い合う思いやりのある保育に努めていきます。
- (3) 地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育園を目指し、地域の子育ての力の向上に貢献していきます。
- (4) 小学校教育との円滑な接続に配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うために、子どもの発達の連続性を考慮した教育及び保育に努めていきます。

6、保育内容の特色

私ども、当保育園は、子どもたちが豊かなこころを持ち、家庭的な雰囲気の中健康で明るく元気に育ってくれることが願いです。

当園の保育方針としましては、子供たちの自発性を大切にしながら自主性・協調性を育み、あたりまえのことをあたりまえに捉えることができる心、態度、行動を身に付けてもらいたいと思います。

そのためには、保育者が子どものことを的確に理解し、生活の場としての保育の方法を工夫していく必要があると考えます。

そして、いつも子どもたちと同じ目線に立ち、信頼と愛情の相互のやり取りをすることによって、個々の子どもたちに応じた適切な援助を目標とし、保育していきたいと思います。

7、保育の基本方針

○心も体も明るくたくましい子

健全（健康）な肉体と精神を養い、基本的な生活習慣の基礎を築く。

○生き生きと活動できる子

活気にあふれ、自分の意思で行動する自主性を培う。

○豊かな心で仲良く遊べる子

集団生活の中で人を思いやる心・大切にする心を育て、協調性を培う。

○楽しく表現できる子

さまざまな体験を通して子どもの思考力を育み、創造性の基礎を培う。

8、当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1940.2m ²
	園庭	627.09m ²
園舎	構造	木造
	延べ面積	699.12m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	3室	111.42㎡
プレイルーム（保育室）	1室	19.44㎡
保育室	5室	149.54㎡
遊戯室（ホール）	1室	61.19㎡
調理室	1室	30.3㎡
乳幼児用トイレ	箇所	43.04㎡
ランチルーム	1室	85.67㎡

(3) 職員の設置状況と職務内容（令和4年4月1日現在）

職種	員数	職務内容
園長	1	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
主任保育士	1	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる。
副主任保育士	1	主任保育士を助ける。全クラスを統括する。
保育士	15	保育士は、保育計画及び全体の計画の立案とその計画に基づく全ての子どもが安定した生活を送り、充実した活動が出来るように保育を行なう。
栄養士	2	園児の栄養指導及び管理、献立表の作成を行う。また、食育に関する活動を行う。
調理師	1	調理師は献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
事務職員	1	当園の事務及び雑務を行う

(4) 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	【保育標準時間認定を受けた方】 午前7時30分～午後6時30分（11時間） 【保育短時間認定を受けた方】 午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育時間終了後～午後7時まで（別表参照）
休所日	日曜・祝日 年末年始（12月30日～1月4日）

9、給食等について

- ・ 保育園の給食、おやつは当保育園の栄養士が献立を作成し、当保育園で調理をしています。
- ・ 当保育園の給食はお子さんの心身の健全育成を図るために、発育、発達状況にあった適切なエネルギーや栄養素の量を確保し、食に関する嗜好や体験が広

がるように、多様な食品や料理を組み合わせ提供しています。(当園は和食を基本とした食事を提供しています。)

- 衛生管理や食事環境にも十分留意をしています。
- アレルギー対応は医師からの指示書に従い提供いたします。

【食育の推進】

- 野菜、米、味噌作り体験を通して食への関心を育み、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うことを目標としています。

10、当保育園と保護者の方との連絡について

当保育園でのお子さんの状況や家庭での状況を総合連絡しあうために連絡帳を活用します。月に1回園だよりを発行し、月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。他にクラスだよりや年齢別だよりを発行します。

- 園だより…毎月発行（前月末に配布）
- クラスだより…//
- 給食だより…//

11、保護者の負担について

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

教育保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。但し、3歳以上は無償化によって保護者負担は無いものとする。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金無し。

(3) 延長保育料

別表1の通り

(4) 主食代 月 1500 円（3歳児クラス以上）

副食費 月 4500 円（3歳児クラス以上） 令和元年10月より実施

12、利用の開始及び修了に関する事項等

入所・退所・転園等の手続き

園側で速やかに手続きをすませる。

13、年間行事予定

月	行事内容
4月	★ 入園式 内科 歯科検診
5月	検尿 ★春のイベント
6月	★ 個人懇談 ＊きりん組お楽しみ day 風水害訓練
7月	七夕まつり 年中年長プール行き 不審者訓練
10月	★ 運動会 ★秋の遠足 内科歯科検診 検尿 ＊ 保育まつり
12月	★ 生活発表会 餅つき 慰問

1月	カルタ取り大会 総合避難訓練 不審者訓練
2月	節分 マラソン大会 ★親子参観・クラス懇談会
3月	お別れ遠足 ひな祭り ★卒園式
【月例行事】誕生会 身体測定 災害避難訓練 体育教室 絵画教室 ★は保護者参加 ＊年長児のみ参加	

14、非常災害時の対策

火災・地震・台風・水害・津波等の被害災害等に対し、児童の安全を確保する為の具体的な計画及びマニュアルを作成しています。その計画に基づき、園児の避難及び関係機関への連絡の為の体制を整備し、職員への周知と園児の避難方法などの対策を講じています。年間計画に基づき月1回、災害を想定して訓練を実施しています。また、職員の防災意識の向上に努めています。

防災計画	平成22年7月28日策定 (届出：有)
防火管理者	井田真由(資格：有)
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 無
避難場所	園庭・保護者駐車場・銀水校区コミュニティセンター
避難・消火訓練 水害・地震	避難、消火訓練…月1回 不審者訓練…7月、1月 風水害訓練…6月 地震訓練…5月、9月、12月、3月
管轄する消防署・警察署	白銀消防署 大牟田警察署

15、緊急時の対応について

保護者への連絡方法など

メールにて一斉送信が出来るようなシステムをとっている。

(おりこうメール)

16、要望・苦情等に関する相談窓口

意見・要望・苦情等に適切な対応を図るために、苦情解決責任者である園長の下に、苦情受付担当者を決め、話し合いにより意見・要望等の円滑な解決に努めます。

ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・解決責任者 井田真由 ・窓口担当者 外内聖子 ・ご利用時間 7:30 ~ 18:30 ・電話番号 0944-52-5169 ・F A X 0944-85-1112
---------	--

	・受付方法 随 時	
第三者委員	森本正人	電話番号 0944-55-1876
		銀水校区街づくり協議会会長
第三者委員	宮城久美子	電話番号 0944-53-7815
		特別支援教育支援委員

運営適正化委員会〒816-0804 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 4 階

TEL: 092-915-3511 FAX: 092-915-3512

相談日 火曜日～日曜日 9:00～17:50

17、虐待防止について

- (1) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止。
- (2) 虐待防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施。
- (3) 保育の提供中に登園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、大牟田市役所子ども育成課及び大牟田児童相談所等適切な機関に通告する。
- (4) その他の虐待防止のために必要な措置。
- (5) 虐待防止マニュアル作成、運用。

18、加入保険に関する事項

保険の種類	災害保険・傷害保険・賠償責任保険
保険の内容	死亡・後遺障害・入院・通院
補償金額	入院 3,000 円(日額) 通院 2,000 円(日額)

19、個人情報の取扱いについて

- (1) 個人情報保護法に関するお問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは開示、訂正、削除、利用停止等のいらいについて、以下の窓口でお受けいたします。

園長 井田 真由
主任保育士 外内 聖子
副主任保育士 中島 睦美
各クラス担任

*入園式や入園のしおり、ホームページ等でもお知らせをしています。

20、送迎について

- (1) 保育の必要時間を超えた保育が必要となる場合、または早くお迎えに来られる場合には、必ず事前にご連絡をお願いいたします。
- (2) 登園が遅れる場合には、給食の準備の都合や各クラスの保育の都合上、9 時まにご連絡をお願いいたします。

- (3) 園児の送迎は保護者様のみとさせていただきます。当日変更がある場合は必ずご連絡路をお願いいたします。

この重要事項説明は令和4年4月1日より施行する。